小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第２６０号

東京都府中市西府町２―26―９―101

再生債務者　奈良部勝将

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成29年10月24日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第１４号

高知県高岡郡椙原町飯母2863番地　飯母住宅２―２号（開始決定時の住所高知市新本町２丁目１番１号ＦＩＲＳＴＳＴＡＧＥ702号）

再生債務者　尾﨑　泰三

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成29年10月26日

高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第４７号

大阪府大阪市東成区中道４丁目14番３号　営業所所在地大阪市天王寺区玉造元町15―12

再生債務者　ヒカリジャポンオーガニックこと　二井昌之こと　朴　　昌行

1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年11月22日まで

4　一般異議申述期間　平成29年11月28日から平成29年12月12日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第３号

長野県塩尻市大字広丘野村1468番地５

再生債務者　須﨑麻里代

1　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年11月24日まで

4　一般異議申述期間　平成29年12月７日から平成29年12月14日まで

長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１００１４号

埼玉県入間市豊岡５―２―23―904

再生債務者　八重樫夏輝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年７月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年11月10日まで

平成29年10月24日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第６号

宮城県宮城郡利府町菅谷字産野原69番地１　ディアスヒルⅡ201（従前住所）宮城県多賀城市桜木１丁目３番18号サンライトサクラギ102号

再生債務者　小野寺和仁

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年11月15日まで

平成29年10月25日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再ロ）第２号

千葉県印西市西の原２丁目５番地４

再生債務者　金井英男こと　ＫＩＭ　ＹＥＯＮ　ＧＮＡＭ　金　　英男

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年10月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年11月16日まで

平成29年10月26日　千葉地方裁判所佐倉支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第２号

宮崎市大塚町水流5127番地１　フォレストウインドイン大塚202号

再生債務者　西浦　亜子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年10月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年10月26日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１号

鹿児島県曽於郡大崎町永吉6744番地１

再生債務者　門倉　恵介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年10月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年10月25日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２９年（再ロ）第１４号

札幌市厚別区厚別南２丁目26番１―208号

再生債務者　岡嶋　史明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年10月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年10月26日

札幌地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.calsonickansei.co.jp/

（乙）http://www.ckeng.co.jp/about_announcement.htlm

平成二十九年十一月六日

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一九二七番地

（甲）カルソニックカンセイ株式会社

代表取締役　森谷　弘史

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一九二七番地

（乙）シーケーエンジニアリング株式会社

代表取締役　青木　弘文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年十二月一日です。

甲は、会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

乙は、株主総会の承認決議を行う予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月二十九日

掲載頁　六十二頁（号外第六十六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月二十九日

掲載頁　四十六頁（号外第六十六号）

平成二十九年十一月六日

千葉県茂原市茂原六六一番地

（甲）大多喜ガス株式会社

代表取締役　加藤　宏明

千葉県茂原市茂原六六一番地

（乙）オータキ産業株式会社

代表取締役　糸久　忠良

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年十二月一日です。

甲は、会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

乙は、株主総会の承認決議を行う予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月二十一日

掲載頁　四十九頁（号外第八十八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月二十一日

掲載頁　四十七頁（号外第八十八号）

平成二十九年十一月六日

東京都新宿区新宿四丁目一番六号

（甲）ＬＩＮＥ　Ｐａｙ株式会社

代表取締役　舛田　　淳

東京都新宿区新宿四丁目一番六号

（乙）ＬＩＮＥ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ株式会社

代表取締役　長福　久弘